

第8 緊急離発着場等（本項は全て◆）

1 指導の方針

超高層建築物等における火災等の災害が発生した場合、当該建築物等での消火活動、人命救助等の消防活動は困難を極める。これらの消防活動の容易性を確保しておくことは、超高層建築物等の防災性能の向上に資することとなる。

このことから、超高層建築物等においては、その特性から屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行うものである。

また、震災時における物資搬送、緊急時における医療搬送等を踏まえ、防災関係公共施設及び3次救急医療施設等に対しても設置指導を行うものである。

2 用語の定義

- (1) 緊急用ヘリコプター : 火災等の災害時に建築物の屋上等で緊急に航空消防活動を行うためのヘリコプターをいう。
- (2) 緊急離発着場 : 航空法（昭和27年法律第231号。以下「航空法」という。）第81条の2（捜査、救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターが離発着する場所をいう。
- (3) 緊急救助用スペース : 航空法第81条の2（捜査、救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (4) 屋上ヘリポート : 航空法第38条に基づき、屋上を常時飛行場として使用することを目的として設置許可された場所をいう。
- (5) 飛行場外離着陸場 : 航空法第79条のただし書きにより、飛行場以外の場所を使用の都度許可を得て航空機等が離着陸する場所をいう。
- (6) 緊急離発着場等 : 緊急用ヘリコプターが離着陸等できる建築物の屋上施設で屋上ヘリポート、飛行場外離着陸場、緊急離発着場、緊急救助用スペースをいう。
- (7) 防災関係公共施設 : 震災時に拠点等となる公共機関の施設をいう。
- (8) 3次救急医療施設等 : 救急救命センター、救急医療センター、災害時後方医療施設等の施設をいう。
- (9) 離着陸帯 : 航空機の離陸及び着陸を行うために設けられた建築物の屋上施設内の矩形部分をいう。
- (10) 進入表面 : 航空機の離着陸のために障害物件のない空間が必要で、このために設けられる勾配を有する想像上の平面をいう。
- (11) 転移表面 : 進入表面及び離着陸帯の左右、両側の空域を広げて、航空機が着陸進入中に進入経路の中心からずれた場合でも安全を確保するために離着陸帯の両側に高い建造物等を建てることを抑制する目的で作られた想像上の傾斜面をいう。

3 適用の範囲

緊急離発着場等は、次の防火対象物に設置指導するものとする。

- (1) 防火対象物自体の防災性能向上に資するもの

	概ね 100mを超える防火対象物	概ね 70mを超える防火対象物
屋上ヘリポート	△	△
緊急離発着場	◎	△
緊急救助用スペース	○	◎

(2) 地域の防災性能向上に資するもの

	防災関係公共施設	3次救急医療施設等
屋上ヘリポート	△	△
緊急離発着場	◎	—
緊急離発着場（医療施設）	—	◎

■：航空法の適用があり、国土交通大臣の許可を要するもの

□：航空法の適用が除外されるため、那覇市消防局の基準を適用するもの

◎：要望するもの

○：◎印の緊急離発着場の設置が困難な場合に要望するもの

△：推奨するもの

4 設置基準

- (1) 緊急離発着場
別表-1のとおり
- (2) 緊急離発着場〔医療施設〕
別表-2のとおり
- (3) 緊急救助用スペース
別表-3のとおり

5 必要図書

緊急離発着場等の設置に伴う必要図書は、別表-5のとおりとする。

6 設置・運用開始

- (1) 緊急離発着場等の設置又は変更
緊急離発着場等の設置者には、設置又は変更する40日前までに5の必要図書を2部提出するよう求める。
- (2) 緊急離発着場等の運用開始
緊急離発着場等の設置者には、運用開始する14日前までに5の必要図書を2部提出するよう求める。

7 通知

- (1) 緊急離発着場等認識番号通知
6.(1)の提出に伴い審査した結果、4の設置基準に適合している場合は、緊急離発着場等認識番号通知書（第5号様式）を設置者に通知する。
- (2) 検査結果通知
6.(2)の提出に伴い検査した結果を、検査結果通知書（第6号様式）により設置者に通知する。

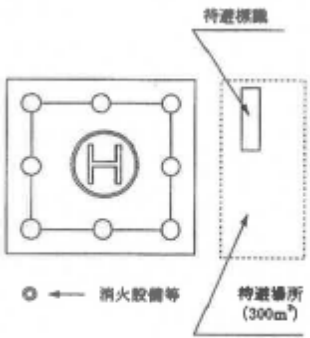
8 報告

6.(2)の提出に伴い検査（確認検査を含む。）した後、運用開始する旨、検査結果等を中央消防署長、西消防署長、警防課長、救急課長（政令別表第1(6)項イ関係防火対象物に限る。）、予防課長、指令情報課長に報告する。

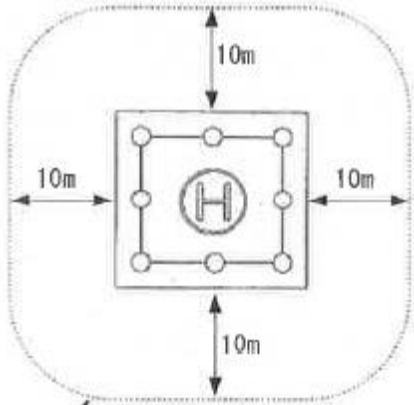
別表－1 設置基準 [緊急離発着場]

		基 準	細 目	図 解
離 着 陸 帯	大 小	20m×20m以上とすること。(ただし、進入表面を直線の2方向とした場合、20m×15m以上とすることができる。)		
	標 識	1 ライン、認識番号等は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの黄とすること。（直接、グレーチング等の床に表示しても可）	(1) 「H」の文字の大きさ等については、別図－1のとおりとすること。 (2) 矢印は、進入方向及び離陸方向を示すこととし、「H」の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること。(別図－4参照) (3) 認識番号の数字等の幅等については、別図－5のとおりとすること。 (4) 最大荷重標識については、別図－6のとおりとすること。 (5) ライン、認識番号等の黄は、(社)日本塗料工業会(以下「日塗工」という。)の標準色見本帳(99年版)のY09-50Xの色(蛍光塗料とする場合は、イエローJIS[蛍光黄])とすること。 (6) アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別表－4のとおりとすること。	
		2 地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの緑とすること。	(1) 地の色の緑は、日塗工の標準色見本帳(99年版)のY49-40Tの色(蛍光塗料とする場合は、グリーン[JIS 蛍光緑])とすること。 (2) アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別表－4のとおりとすること。	
	強 度	短期衝撃荷重 10,750kgに耐えられるものとする(表示は最大荷重とすること。)		

		基準	細目	図解
離着陸帯	構造	1 プラットホーム式又は通常床とすること。(グレーチング等上下方向に風の流通する床材料を使用しないプラットホーム[屋上床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの]が望ましい。)		
		2 コンクリート床面は、滑り防止策(ガラスビーズ等入り[ライン、認識番号等は、光反射するよう散布])を施すこと。		
	勾配	最大縦横勾配は、2.0%とすること。		
進入表面	進入表面	直線の2方向とすること(ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路90度以上の間隔を設けることができる。)		
	長さ及び幅	長さは500mは離着陸帯から500m離れた地点で200m確保すること。		
	勾配	1/5以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。		
転移表面	転移表面	進入表面に沿って360mの点までとすること。		
	長さ及び幅	長さは45m、幅は離着陸帯と同じとすること。		
	勾配	1/1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。		

		基準	細目	図解
脱 落 防 止 施 設	脱落防止施設	1 機体の脱落防止施設 (高さ 400 mm 以上の手摺等し可倒式、建基政令第 126 条に基づき設置する高さ 1,100 mm の手摺でも可]) を設置すること。		 <p>待避標識</p> <p>待避場所 (300m²)</p> <p>○ ← 消火設備等</p>
		2 脱落防止施設等は、進入表面及び転移表面から突出しない位置に設置すること。		
	燃料流出防止施設	雨水排水口に機体搭載燃料が流れ出ないように、燃料流出防止施設 (溜めます、側溝、屋上部分を利用等によるもの) を設置すること。	(1) 燃料流出防止施設は、1000 リットル以上溜めることができるものとする (溜めます等が 2 ヶ所以上の場合、その合計の容量とする)。 (2) 堅樋に燃料が流れ込まないように、最終溜めます等に蓋又はバルブを設けること。	
	待避場所・待避標識	1 待避場所 (面積 300 m ² を標準) を確保すること。	(1) 待避場所は、離着陸帯に隣接させるものとする。 (2) 待避場所から離着陸帯に至る部分に床レベル差かおる場合は、階段等が設けられ容易に接近できること。	
	2 待避場所に待避標識を掲出すること (掲出場所 [床面・壁面の別]、材質、枠・文字の幅については、問わない)。	(1) 待避標識の大きさは、1,250 mm × 350 mm とすること。 (別図-11 参照) (2) 待避標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。 (3) 待避標識の文字の大きさは 75mm 角とし、字体は丸ゴシックとすること。		
	消火設備等	連結送水管及び泡又は強化液消火器 (8 リットル) のいずれか 1 本以上を設置すること (ただし、泡消火設備を設置した場合は、当該部分に連結送水管の設置を省略することができる)。	連結送水管の放水口は単口型とすること。	

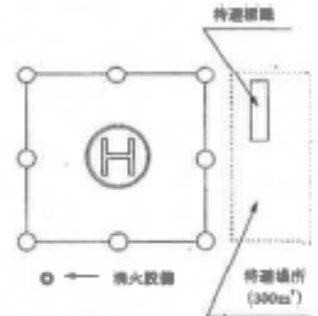
		基準	細目	図解
夜間照明設備 非常電源・非常電源	飛行場灯台等	離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置(離着陸帯より上方の全方向から視認できる位置が望ましい。)に飛行場灯台等を設置すること(白色の閃光型〔軽易なもので可〕)		
	着陸区域境界灯等	着陸帯の境界線上に着陸区域境界灯を等間隔に8個以上設置すること(着陸区域照明灯4基でも可)。	(1) 着陸区域境界灯は、T-5型(改)、T-5改H、FLO-10(改)等(埋込型)とすること。 (2) 着陸区域照明灯は、航空法施行規則第117条第1項第3号に基づくものとすること。	
	航空障害灯	離着陸帯から10m以内の区域で、進入表面と転移表面のそれぞれの勾配の1/2の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に航空障害灯を設置すること(蛍光塗料の黄〔JIS 蛍光黄〕でも可)。	航空障害灯は、航空法施行規則第127条第1項第1号ニに基づく航空障害灯(低光度)とすること。	
	夜間照亮点灯方式	夜間照明設備は、防災センターからの遠隔操作方式とすること。		
	非常電源装置	夜間照明設備には、非常電源(連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備)を設置すること(共同住宅において消防用設備等の特例が適用される対象物にあっては、専用受電設備でも可)。		
	配線	非常電源から夜間照明までの配線は、耐火電線とすること。		

		基準	細目	図解
その他	インターホン	離着陸帯の直近に防災センターと連絡できるインターホンを設置すること。		 <p>排煙口の設置を避ける範囲</p>
	排煙口	排煙口は、離着陸帯から水平距離 10m以上離すこと（排煙口は進入表面及び転移表面に影響を及ぼす位置を避け穴場所に設置すること。）。		
	経路	待避場所が避難階段等及び非常用エレベーターと有効に通じていること。		
	最終扉表示	屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「緊急離発着場」と表示すること。		
	施錠方式	屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センターで遠隔解錠できる解錠装置、煙感知器等の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないよう容易に解錠できること。		
	維持管理	空消防活動に支障とならないように、清掃・整備等に努めること。		

別表-2 設置基準 [緊急離発着場 (医療施設)]

		基準	細目	図解
離 着 陸 帯	大きさ	24m×24m [大型]、 20m×20m以上 [中型] とること (ただし進入表面を直線の2方向とした場合、24m×20m [大型]、20m×15m [中型]とすることができる。)		
	標識	1 ライン、認識番号等は、アクリルウレタン樹脂系塗料 (蛍光塗料でも可) 又はトラフィックペイントの黄とすること (直接、グレーチング等の床に表示しても可)。	(1) 「H」の文字の大きさ等については、別図-2のとおりとすること。 (2) 矢印は、進入方向及び離陸方向を示すこととし、[H]の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること。(別図-4参照) (3) 認識番号の数字等の幅等については、別図-5のとおりとすること。 (4) 最大荷重標識については、別図-6のとおりとすること。 (5) ライン、認識番号等の黄は、(社)日本塗料工業会 (以下「日塗工」という。)の標準色見本帳 (99年版)のY09-50Xの色 (蛍光塗料とする場合は、イエロー [JIS 蛍光黄]) とすること。 (6) アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別表-4のとおりとすること。	
		2 地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料 (蛍光塗料でも可) 又はトラフィックペイントの緑とすること。	(1) 地の色の緑は、日塗工の標準色見本帳 (99年版)のY49-40Tの色 (蛍光塗料とする場合は、グリーン [JIS 蛍光緑]) とすること。 (2) アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別表-4のとおりとすること。	
強度	大型：短期衝撃荷 27,500 kg 中型：短期衝撃荷 10,725 kgに耐えられるものとすること (表示は最大荷重とすること)。			

		基準	細目	図解
離着陸帯	構造	<p>1 ラットホーム式又は通常床とすること（グレーキング等上下方向に風の流通する床材料を使用しないプラットホーム式〔屋上床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの〕が望ましい。〕。</p> <p>2 コンクリート床面は、滑り防止策（ガラスビーズ等入り〔ライン，認識番号等は、光反射するよう散布〕）を施すこと。</p>		
	勾配	最大縦横勾配は、2.0%以下とすること。		
	進入表面	直線の2方向とすること（ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路90度以上の間隔を設けることができる。）。		
長さ及び幅	長さは500m幅は離着陸帯から500m離れ九地点で200m確保すること。			
勾配	1/8以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。			
転移表面	転移表面	進入表面に沿って360mの点までとすること。		
	長さ及び幅	長さは45m、幅は離着陸帯と同じとすること		
	勾配	1/1以下（離着陸帯から10mまでは1/2以下）として、同表面上に物件等が突出しないこと。		

		基 準	細 目	図 解
脱 落 防 止 施 設 等	脱落防止施設	機体の脱落防止施設 (高さ 400 mm 以上の手摺等 [可倒式、建基政令第 126 条に基づき設置する高さ 1,100 mm の手摺でも可]) を 設置すること。		 <p>The diagram shows a square waiting area of 300m². Inside the square, there is a fire extinguisher (消火設備) and a sign (待避標識). The sign is a rectangle with a circle containing the letter 'H' inside. The sign is positioned near the top edge of the square. The fire extinguisher is positioned near the bottom edge of the square. The waiting area is labeled '待避場所 (300m²)'.</p>
		2 脱落防止施設は、進入 表面及び転移表面から突 出よない位置に設置する こと。		
	燃料流出防 止施設	雨水排水口に機体搭載燃 料が流れ出ないように、燃料 流出防止施設 (溜めます、 側溝、屋上部分を利用等 によるもの) を設置すること。	(1) 燃料流出防止施設は、 2,000 リットル [大型]、1,000 リットル [中型] 以上溜める ことができるものとする (溜めます等が 2 ヶ所以上の 場合は、その合計の容量とす る。) (2) 縦樋に燃料が流れ込ま ないように、最終溜めます等に蓋 又はバルブを設けること。	
	待避場所待 避標識	待避場所 (面積 300 m ² を 標準) を確保すること。	(1) 待避場所は、離着陸帯に隣 接させるものとする (2) 待避場所から離着陸帯に 至る部分に床レベル差かおる 場合は、階段等・(スロープ [勾 配 1/20 以下] が望ましい。) が 設けられ容易に接近できる こと。	
	2 待避場所に待避標識を 掲出すること (掲出場所 [床面・壁面の別]、材質、 枠一文字の幅について は、問わない)。	(1) 待避標識の大きさは、1, 250 mm × 350 mm とする (別図-12 参照) (2) 待避標識は白地に赤枠と し、文字は赤色とする (3) 待避標識の文字の大き さは 75 mm 角とし、字体は丸ゴ シックとする		
	消火設備	連結送水管及び泡消火設 備又は粉末消火設備を設 置すること (泡消火設備が望 ましい)。		

		基準	細目	図解
夜間照明設備・非常電源	飛行場灯台等	離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置（離着陸帯より上方の全方向から視認できる位置が望ましい。）に飛行場灯台等を設置すること。（白色の閃光型〔軽易なもので可〕）		<p> ● ← 飛行場灯台等（閃光型） ○ ← 着陸区域照明灯 ● ← 風向灯 ○ ← 風向指示器（2m以下のほぼ等間隔） </p> <p>境界誘導灯</p> <p>6m以内</p> <p>着陸区域境界灯（8個以上）</p>
	着陸区域境界灯	離着陸帯の境界線上に着陸区域境界灯を等間隔に8個以上設置すること。	着陸区域境界灯は、T-5型（改）、T-5改II、FLO-10（改）等（埋込型）とすること。	
	航空障害灯	離着陸帯から10m以内の区域で、進入表面と転移表面のそれぞれの勾配の1/2の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に航空障害灯を設置すること（蛍光塗料の黄〔JIS 蛍光黄〕でも可）。	航空障害灯は、航空法施行規則第127条第1項第1号ニに基づく航空障害灯（低光度）とすること。	
	着陸区域照明灯	離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置に着陸区域照明灯を設置すること（白色の不動光型）。 ※ 夜間に使用する場合に限る。	離着陸帯の中心における法線照度は、10ルクス以上とすること。	
	風向灯	夜間において300m上空から風向指示器の指示する方向が明瞭に視認できるような照明（風向灯）を設置すること。 ※ 夜間に使用する場合に限る。		

		基 準	細 目	図 解
夜間照明設備非常電源	境界誘導灯	境界誘導灯を設置すること（緑色の不動光型）。 ※ 夜間に使用する場合には限る。	(1) 進入表面を直線の2方向とした場合は、離着陸帯から6m以内で、離着陸経路に直交する直線上に3m以下のはば等間隔で3灯以上設置すること。 (2) 進入方向と出発経路が同一方向に設定できない場合は、一方を離着陸帯から6m以内で、離着陸経路に直交する直線上に3m以下のはば等間隔で5灯以上、他方を離着陸帯から1.5m以内で、離着陸経路に直交する直線上に3m以下のはば等間隔で3灯以上設置すること。 (3) 境界誘導灯の光度は、着陸区域境界灯の光度の50%以上とすること。	
	夜間照明点灯方式	夜間照明設備は、防災センターからの遠隔操作方式とすること。		
	非常電源装置	夜間照明設備には、非常電源（連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備）を設置すること。		
	配線	非常電源から夜間照明までの配線は、耐火電線とすること。		

		基準	細目	図解
その他	インターホン	離着陸帯の直近に防災センターと連絡できるインターホンを設置すること。		<p>排煙口の設置を避ける範囲</p>
	排煙口	排煙口は、離着陸帯から水平距離 10m以上離すこと（排煙口は進入表面及び転移表面に影響を及ぼす位置を避けた場所に設置すること）		
	経路	待避場所が避難階段等及び非常用エレベーターと有効に通じていること（ストレッチャーが容易に搬送できるようスロープ〔勾配 1/20 以下〕により段差なく通じていることが望ましい。）。		
	最終扉表一不	屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「緊急離発着場」と表示すること。		
	施錠方式	屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センターで遠隔解錠できる解錠装置、煙感知器等の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないよう容易に解錠できること。		
	維持管理	航空消防活動に支障とならないよう、清掃・整備等に努めること。		
	不時着場	緊急離発着場の付近（半径 300m以内）に不時着場（不時着可能な広さを有する駐車場、グラウンド等）を設置すること。 ※ 訓練に使用する場合に限る。		
	風向指示器	離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置に風向指示器を設置すること。	長さ 2 m 以上、直径 0.6 m 以上であること。	

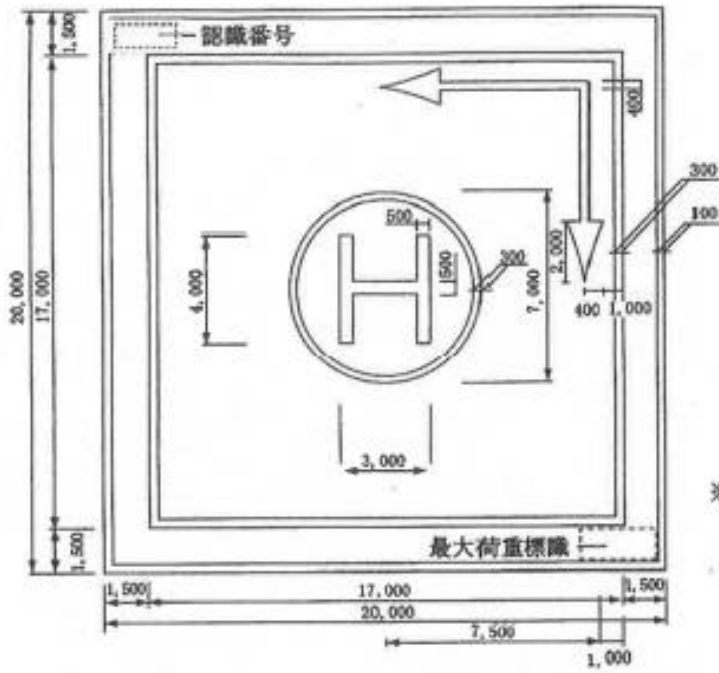
別表-3 設置基準 [緊急]

		基準	細目	図解
離 着 陸 帯	大きさ	10m x 10m以上とすること。		
	標識	1 ライン、認識番号等は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの黄とすること（直接、グレーチング等の床に表示しても可）。	(1) 「R」の文字の大きさ等については、別図-3のとおりとすること。 (2) 矢印は、進入方向及び離陸方向を示すこととし、「R」の表示方向は、進入方向から確認できる向きとすること。（別図-4参照） (3) 認識番号の数字等の幅等については、別図-5のとおりとすること。 (4) 移行標識については、別図-7のとおりとすること。 (5) ライン、認識番号等の黄は、（社）日本塗料工業会（以下「日塗工」という。）標準色見本帳（99年版）のY09-50Xの色（蛍光塗料とする場合は、イエロー〔JIS 蛍光黄〕）とすること。 (6) アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程については、別表-4のとおりとすること。	
		2 地の色は、アクリルウレタン樹脂系塗料（蛍光塗料でも可）又はトラフィックペイントの緑とすること。	(1) 地の色の緑は、日塗工の標準色見本帳（99年版）のY49-40Tの色（蛍光塗料とする場合は、グリーン〔JIS 蛍光緑〕）とすること。 (2) アクリルウレタン樹脂系塗料塗装工程については、別表-4のとおりとすること。	
	強度	通常床強度とすること。		

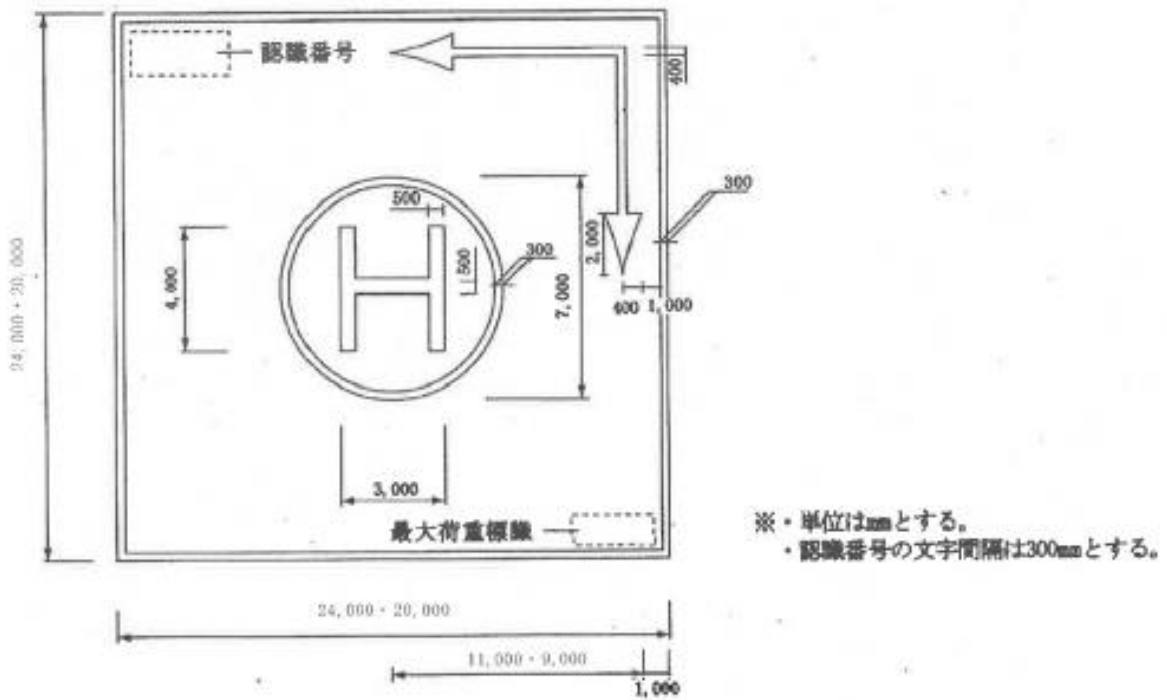
		基準	細目	図解
離着陸帯	構造	<p>1 プラットホーム式又は通常床とすること（グレーチング等上下方向に風の流通する床材料を使用しないプラットホーム式〔屋上床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの〕が望ましい。）。</p> <p>2 コンクリート床面は、滑引防止策（ガラスビーズ等入り〔ライン，認識番号等は、光反射するよう散布〕）を施すこと。</p>		
	勾配	最大縦横勾配は、2.0%以下とすること。		
	進入表面	直線の2方向とすること（ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路90度以上の間隔を設けることができる。）。		<p>進入表面 90° 200m 500m 200m 進入表面 勾配1/3以下</p>
長さ及び幅	長さは500m、幅は離着陸帯から500m離れ九地点で200m確保すること。			
勾配	1/3以下として、同表面上に物件等が突出しないこと（ただし、進入表面を最高5mまで垂直上方に移行できる。）。			
移行標識	垂直上方に移行した高さを表示すること（小数点以下については、切り上げとする）。			
転移表面	転移表面	進入表面に沿って360mの点までとすること。		<p>転移表面（隅が45mの部分）両側2方向にとる。 勾配1/1以下 45m 45m 10m 10m 360m 進入表面</p>
	長さ及び幅	長さは45m幅は離着陸帯と同じとすること。		
	勾配	1/1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと（ただし、転移表面を最高5mまで垂直上方に移行できる。）。		
	移行標識	垂直上方に移行した高さを表示すること（小数点以下については、切り上げとする）。		

		基準	細目	図解
脱落防止施設等	脱落防止施設	<p>1 機体の脱落防止施設（高さ400mm以上の手摺等〔可倒式、建基政令第126条に基づき設置する高さ1,100mmの手摺でも可〕）を設置すること。</p> <p>2 脱落防止施設は、進入表面及び転移表面から突出しない位置に設置すること。</p>		
	待避場所・待避標識	<p>1 待避場所（面積50㎡を標準）を確保すること。</p> <p>2 待避場所に待避標識を掲出すること（掲出場所〔床面・壁面の別〕、材質、枠・文字の幅については、問わない。）。</p>	<p>(1) 待避場所は、離着陸帯に隣接させるものとする。</p> <p>(2) 待避場所から離着陸に至る部分に床レベル差がある場合は、階段等が設けられ容易に接近できること。</p> <p>(1) 待避標識の大きさは、1,250mm×350mmとすること。（別図-12参照）</p> <p>(2) 待避標識は白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。</p> <p>(3) 待避標識の文字の大きさは75mm角とし、字体は丸ゴシックとすること。</p>	
夜間照明設備非常電源	飛行場灯台等	離着陸帯の付近で、進入表面及び転移表面上に突出しない位置（離着陸帯より上方の全方向から視認できる位置が望ましい。）に飛行場灯台等を設置すること（白色閃光型〔軽易なもので可〕）。		
	着陸区域境界灯等	離着陸帯の境界線上に着陸区域境界灯等を間隔に8個以上設置すること（着陸区域照明灯4基でも可）。	<p>(1) 着陸区域境界灯は、T-5型（改）、T-5改Ⅱ、FL0-10（改）等（埋込型）とすること。</p> <p>(2) 着陸区域照明灯は、航空法施行規則第117条第1項第3号テに基づくものとする。</p>	
	航空障害灯	離着陸帯から10m以内の区域で、進入表面と転移表面のそれぞれの勾配の1/2の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に航空障害灯を設置すること（蛍光塗料の黄〔JIS蛍光黄〕でも可）。	航空障害灯は、航空法施行規則第127条第1項第1号ニに基づく航空障害灯（低光度）とすること。	

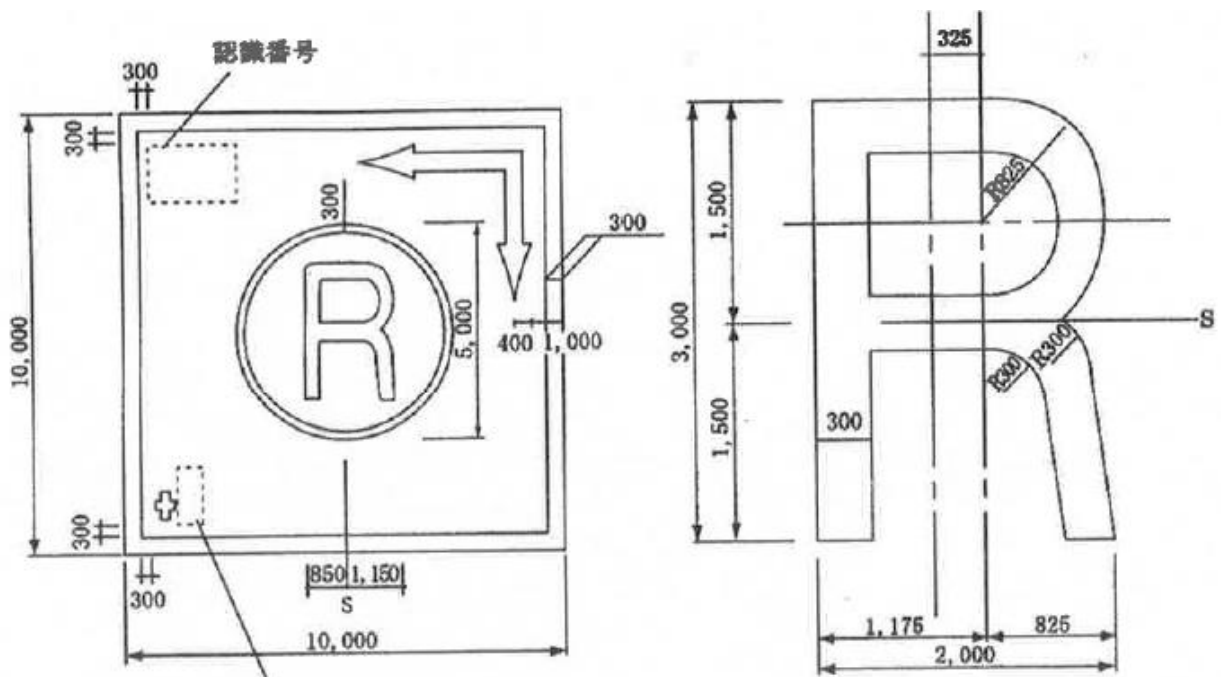
		基準	細目	図解
夜間照明設備非常電源	夜間照明点灯方式	夜間照明設備は防災センターからの遠隔操作方式とすること。		
	非常電源装置	夜間照明設備には、非常電源（連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備）を設置すること（共同住宅において消防用設備等の特例が適用される対象物にあっては、専用受電設備でも可）。		
	配線	非常電源から夜間照明までの配線は、耐火電線とすること。		
その他	インターホン	離着陸帯の直近に防災センターと連絡できるインターホンを設置すること。		
	排煙口	排煙口は、離着陸帯から水平距離 10m以上話すこと（排煙口は、進入表面及び転移表面に影響を及ぼす位置を避けた場所に設置すること。）。		
	経路	待避場所が避難階段等及び非常用エレベーターと有効に通じていること。		
	最終扉表示	屋上へ通ずる最終の扉の屋内側に「緊急救助用スペース」と表示すること。		
	施錠方式	屋上へ通ずる最終の扉は、火災時に防災センターで遠隔解錠できる解錠装置、煙感知器等の作動により連動して解錠できる自動解錠装置等により、屋上側から屋内側への進入及び屋内側から屋上側への避難を妨げないよう容易に解錠できること。		
	維持管理	航空消防活動に支障とならないよう、清掃・整備等に努めること。		



別図-1 緊急離発着場



別図-2 緊急離発着場〔医療施設〕

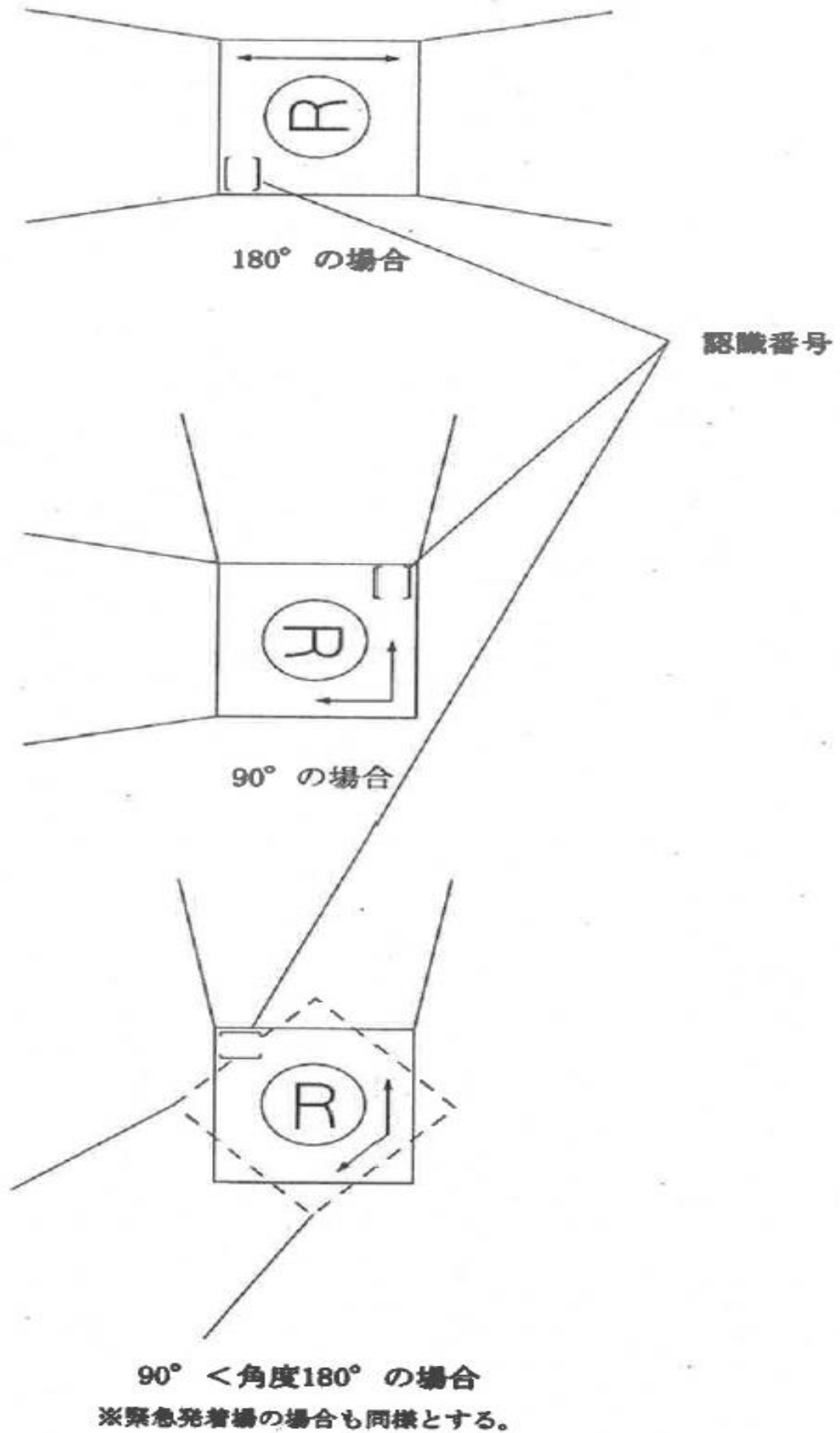


移行標識(文字間隔は300mmとする)

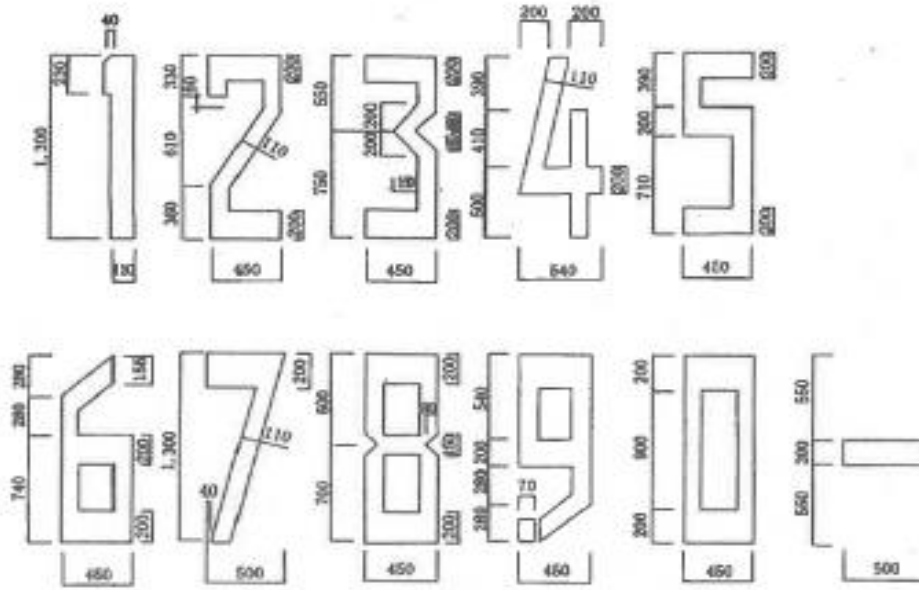
※・単位はmmとする。

・認識番号の文字間隔は300mmとする。

別図-3 緊急救助用スペース

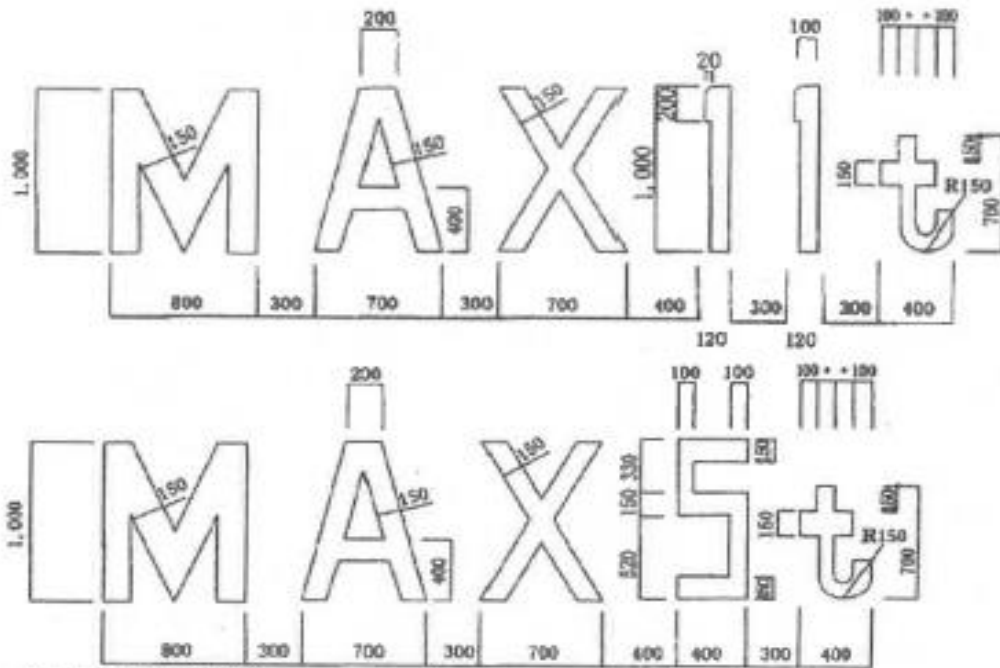


別図-4 矢印の記載方法及び認識番号位置



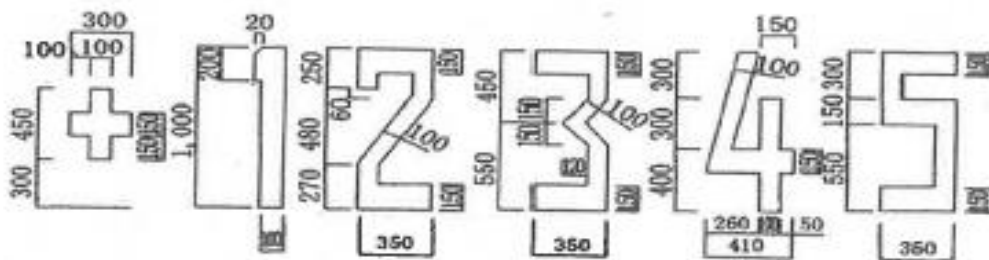
※・単位はmmとする。
 ・特記なき縦線は幅110mmとする。

別図-5 認識番号

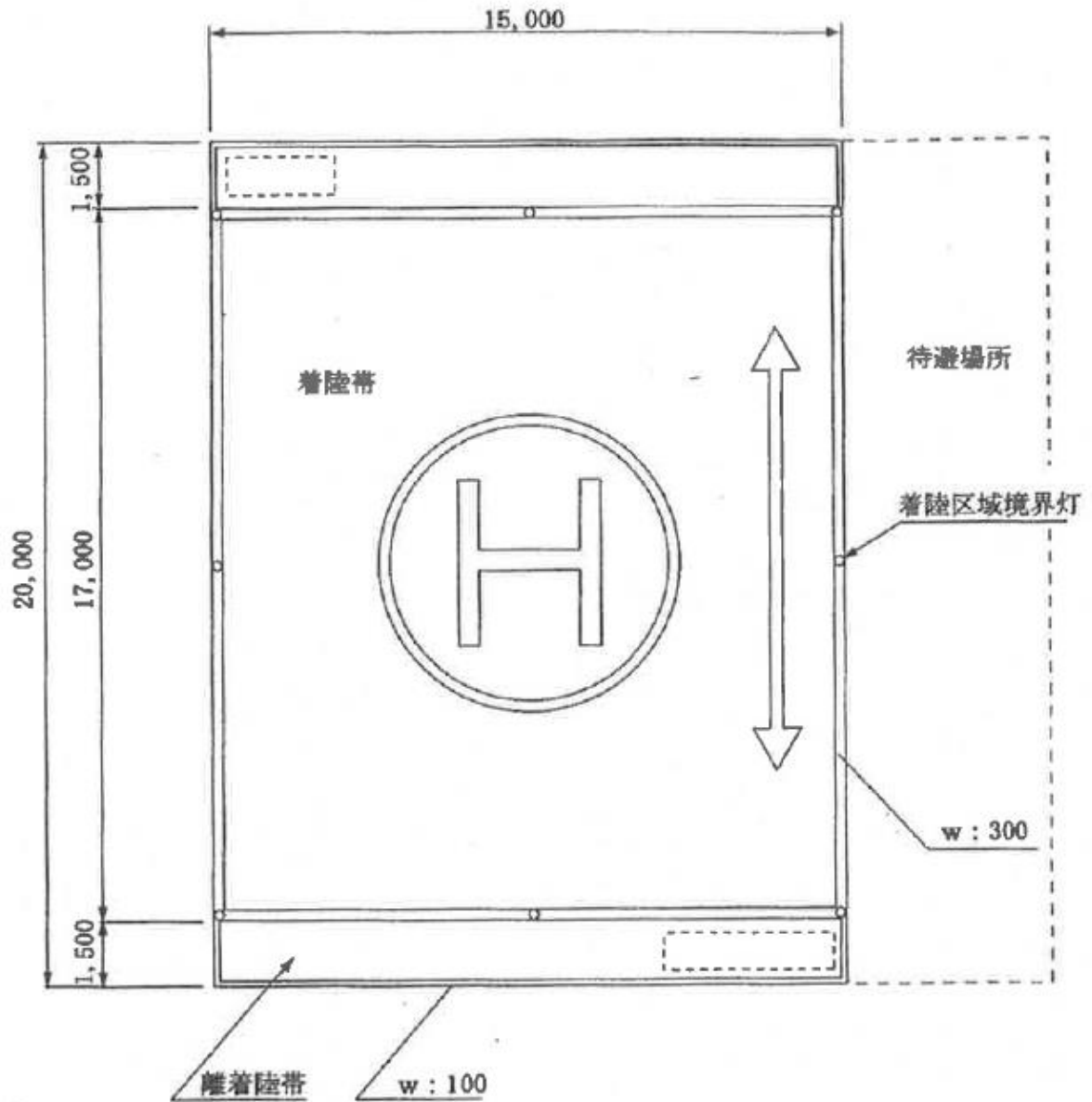


※・単位はmmとする。
 ・最大荷重の標識は、短期衝撃荷重を算出するために用いた機種の種類を表示
 (大型 Max11t, 中型 Max5t)

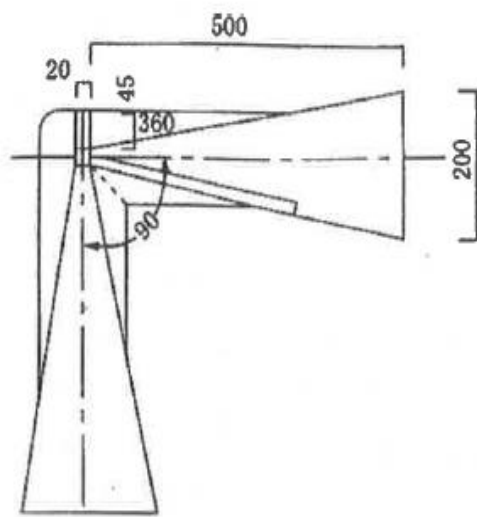
別図-6 最大荷重標識



別図-7 移行標識

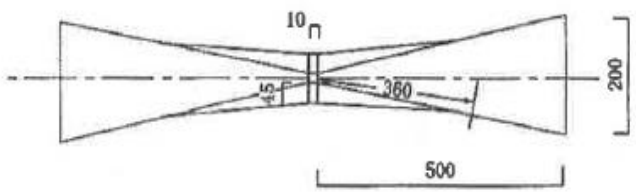


別図-8 緊急離発着場の一边を15mとした場合の着陸帯等の例

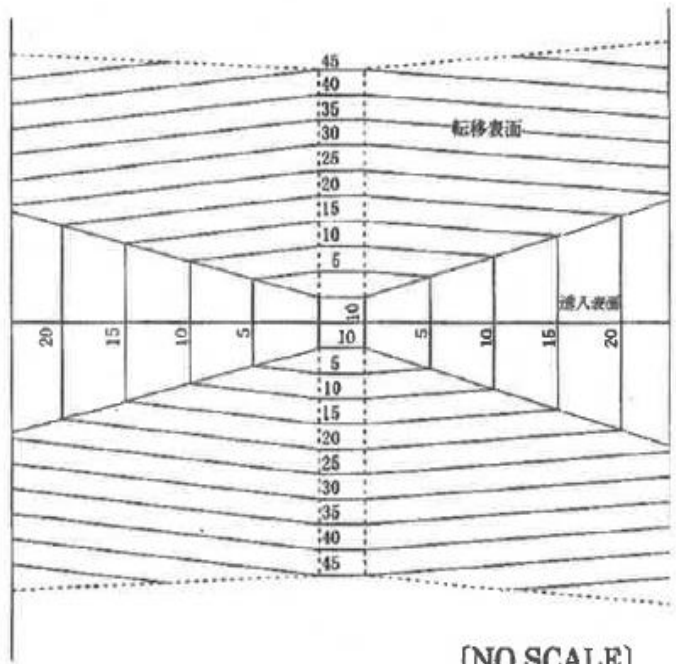
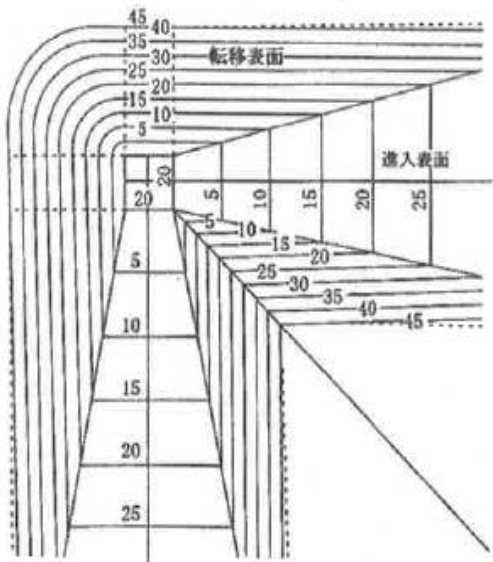


緊急離発着場

(単位 : m)

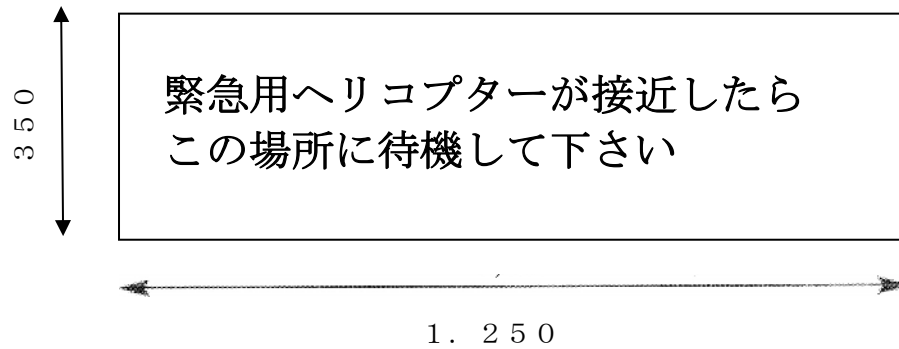


緊急救助用スペース



[NO SCALE]
(単位 : m)

別図-9 進入表面・転移表面参考図



別図-11 待機標識

別表-4 アクリルウレタン樹脂系塗料の塗装工程

工 程		使 用 塗 料 等
1	プライマー	エポキシ樹脂系プライマーを塗装する。(※1)
2	下塗り	アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。
3	中塗り	アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。
4	上塗り	アクリルウレタン樹脂系塗料を塗装する。
5	トップコート	アクリルウレタン樹脂系クリヤーを塗装する。(※2)
6	ビーズ等散布	トップコート塗装後、直ちにライン、認識番号等（黄色の部分）についてはガラスビーズ（滑り止め・光反射）、ライン、認識番号等以外の部分（緑色の部分）についてはガラスビーズは珪砂等（滑り止め）を散布すること。(※3)

※1 エポキシ樹脂系プライマーは、離着陸帯の材質（コンクリート等）に合った専用のプライマーを使用すること。

※2 蛍光塗料を使用する場合、アクリルウレタン樹脂系クリヤー耐候性増強剤入りとすること。

※3 離着陸帯が金属面（グレーチンタ等）の場合は、ビーズ等散布を省略できる。

別表-5 必要図書

(1) 緊急離発着場等の設置時に必要な図書

		概要	記載事項詳細	
1	緊急離発着場等設置書	設置者名等、防火対象物の名称・所在地・適用種別等を記載した設置書（第1号様式）	_____	
2	建築物概要書	緊急離発着場等を設置する建築物の概要（種別名称、所在等）が分かるもの。（第3号様式）	_____	
3	進入表面・転移表面の水平投影図	縮尺1/1,500の市街地地図に架空の空路である進入表面及び転移表面を落とし込んだもの。進入表面及び転移表面に等高線を記入し、それに係る主要な建築物等の高さ（付近の敷地地盤面が傾斜地等の場合は、N.P（Naha Peil：那覇湾の平均海面の高さを土0として測った高さ）等による。）を適宜記入する。	縮尺	縮尺が1/1,500であること。
			進入表面	① 転移表面及びその寸法（H長さ45m・幅24m [大型] 20m [中型]、R：長さ45m・幅10m）が記載されていること。 ② 等高線及び離着陸帯からの高さが記載されていること。
			転移表面	進入表面及び転移表面上にある高層建築物の高さが記載されていること。（付近の敷地地盤面が傾斜地等の場合は、N.P等による高さ）
	② 屋上図	縮尺1/200の屋根伏図に進入表面及び転移表面を落とし込んだもの。進入表面及び転移表面の等高線を記入し、それに係る塔屋、避雷針、ゴンドラ（格納位置を含む。）等の高さを記入する。	縮尺	縮尺が1/200であること。
			進入表面	① 進入表面が記載されていること。 ② 等高線及び離着陸帯からの高さが記載されていること。
			転移表面	① 進入表面が記載されていること。 ② 等高線及び離着陸帯からの高さが記載されていること。
離着陸帯	離着陸帯及びその寸法（H：24m×24m [大型] 20m×20m [中型]、R：10m×10m）が記載されていること。			
維持管理	維持管理方法が記載されていること。			
突出物等	塔屋、避雷針、ゴンドラ、脱落防止施設、飛行場灯台等の突出物及びその高さが記載されていること。			
4	進入表面・転移表面の断面図	縮尺1/200の断面図（屋上部分のみで可）に進入表面及び転移表面の断面のラインを記入したもの。縦横2面以上とする。（3②の屋上図と併記すること。）	縮尺	縮尺が1/200であること。
			進入表面	進入表面（移行がある場合は、移行された進入表面及び移行高さを含む。）及びその勾配（H：1/5、1/8 [医療]、R：1/3）が記載されていること。
			転移表面	転移表面（移行かおる場合は、移行された転移表面及び移行高さを含む。）及びその勾配（1/1）が記載されていること。
			突出物等	塔屋、避雷針、ゴンドラ、脱落防止施設、飛行場灯台等の突出物及びその高さが記載されていること。
			離着陸帯	離着陸帯の勾配（2%以下）が記載されていること。
高さ	最高高さ、軒高さ、離着陸帯等の高さが記載されていること。			

		概 要	記 載 事 項 詳 細	
5	消防用設備等・夜間照明設備等の配置図	縮尺1/200の屋根伏図に夜間照明設備、消火設備、排煙口、インターホン等を落とし込んだもの。(3②の屋上図と併記すること。)	縮 尺	縮尺が1/200であること。
			消火設備等	消防用設備等(連結送水管及び泡又は強化液消火器8 リットル等)が記載されていること。
			インターホン	防災センターと通話可能なインターホンの位置が記載されていること。
			排煙口	排煙口及び排煙口から離着陸帯までの距離(10m以上)が記載されていること。
			燃料流出防止施設	燃料流出防止施設及びその容量(2,000リットル[大型]、1,000リットル[中型])が記載されていること。
			待避場所待避標識	待避場所及び待避標識が記載されていること。
			夜間照明設備	① 飛行場灯台等が記載されていること。 ② 夜間照明点灯方式(防災センター遠隔操作)が記載されていること。 ③ 非常電源の種別(自家発電設備[4時間供給可]等)が記載されていること。 ④ 非常電源までの配線種別(耐火電線)が記載されていること。
6	離着陸帯の詳細図	縮尺1/100の平面図に離着陸帯等のライン、認識番号、最大荷重、進入方向矢印、着陸区域境界灯の位置、寸法、塗料の種別等を落とし込んだもの。	縮 尺	縮尺が1/100であること。
			標識等	① ライン、認識番号、最大荷重、進入方向矢印、移行標識等が記載されていること。 ② ①の寸法が記載されていること。 ③ ①の色(塗料種別、滑り止め措置・光反射[ガラスビーズ入り]を含む)が記載されていること。
			離着陸帯	① 離着陸帯の地の色(塗料種別、滑り止め措置[ガラスビーズ入り等]を含有)が記載されていること。 ② 離着陸帯の構造(コンクリート、グレーチング等)が記載されていること。
			着陸区域境界灯	着陸区域境界灯の位置(8個以上)及び種別(T-5型改、FLO-10改等)が記載されていること。
7	避難階段等に至るまでの平面図	縮尺1/500の平面図に離着陸帯が設置され九屋上部分から待避場所、避難階段等までの経路を落とし込んだもの。(平面図のみで表現できない場合は、立面図等も添付すること。)	縮 尺	縮尺が1/500であること。
			最終扉表示	最終扉表示(「緊急離発着場」等が設置されている旨)が記載されていること。
			経 路	避難階段等及び非常用エレベーターまでの経路が記載されていること。
			施錠方式	施錠方式(防災センター遠隔、火報連動等)が記載されていること。
8	法線照度分布図	離着陸帯表面に照度分布が確かめられるのも ※着陸区域照明灯を設置する場合に限る。	縮 尺	縮尺が1/100であること。
			照 度	離着陸帯表面の中心における法線照度は、10ルクス以上とすること。

		概 要	記 載 事 項 詳 細	
9	耐風圧計算書	設置物がホバリング時の風圧に耐えられることを確かめられる計算書 ※進入表面下又は転移表面下に太陽光電池パネルその他の風散するおそれがあるもの(植物を含む。)を設置する場合に限る。	強 度	ホバリング時の風圧により、設置物の破壊及び風散等が生じないことが記載されていること。
			風 速	設定風速は40m/sで計算すること。
10	構造計算書	離着陸帯が短期衝撃荷重に耐えられることを確かめられる計算書。(一級建築士が牡算したものに限る。) ※緊急救助用スペースを設置する場合は必要なし	強 度	短期衝撃荷重(大型:27,500 kg、中型:10,625 kg)に耐えられることが記載されていること。
			一級建築士	一級建築士が計算した旨(一級建築士の氏名及び登録番号)が記載されていること。

※1 図面には、一連の図面番号が付されていること。

※2 航空障害灯が設置されている場合は、4及び5の図面に航空障害灯の設置位置及びその高さが記載されていること

(2) 緊急離発着場等の変更時に必要な図書

		概 要	記 載 事 項 詳 細	
1	緊急離発着場等変更書	設置者名等、防火対象物の名称・所在地・適用種別等を記載した設置書(第2号様式)	_____	
2	建築物概要書	緊急離発着場等を設置する建築物の概要(種別名称, 所在等)が分かるもの。(第3号様式)	_____	
3	進入表面・転移表面の水平投影図	(1)、3に同じ。	(1)、3に同じ。	
4	進入表面・転移表面の断面図	(1)、4に同じ。	(1)、4に同じ	
5	離着陸帯の詳細図	(1)、6に同じ。	(1)、6に同じ。	
6	その他変更に係る図書	(1) 中、5、7、8のうち、変更に係るものに同じ。	(1) 中、5、7、8のうち、変更に係るものに同じ。	

(3) 緊急離発着場等の運用開始時に必要な図書

		概 要	記 載 事 項 詳 細	
1	緊急離発着場等運用開始書	設置者名等、防火対象物の名称・住所地・適用種別等を記載した運用開始書(第4号様式)		_____
2	建築物概要書	急離発着場等を設置する建築物の概要(種別、名称、所在等)が分かるもの。(第3号様式)		_____

別 記

(日本工業規格A列4番)

第1号様式

緊 急 離 発 着 場 等 設 置 書

	年 月 日	
<p>那覇市消防局長 宛</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">設置者 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">下記の防火対象物に緊急離発着場等を設置します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <p>1 名 称 (防火対象物の名称)</p> <p>2 所在地 (防火対象物の所在地)</p> <p>3 適用種別</p>		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 設置者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入してください。
 - 2 建築物概要書、進入表面・転移表面の水平投影図、進入表面・転移表面の断面図、消防用設備等・夜間照明設備等の配置図、離着陸帯の詳細図、避難階段等に至るまでの平面図及び構造計算書（緊急離発着場を設置する場合に限る。）を添付してください。
 - 3 ※欄には、記入しないでください

第2号様式

緊急離発着場等変更書

年 月 日			
那覇市消防局長 宛			
変更者 住 所 氏 名			
下記のとおり、防火対象物に設置した緊急離発着場等を変更します。			
記			
1 防火対象物			
(1) 名 称			
(2) 所 在 地			
(3) 認識番号			
2 変更内容			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 変更者が法人の場合には、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入してください。
2 変更内容に係る図面等を添付してください。
3 ※欄には、記入しないでください。

第3号様式

建築物概要書

認識番号		種 別		
名 称				
所 在				
検 査 年 月 日 (運用開始日)	年 月 日 (年 月 日)	同意年月日	年 月 日	
建築主名称・ 所在				
	TEL ()			
設計者名称・ 所在				
	TEL ()			
施工者名称・ 所在				
	TEL ()			
構造・規模等	用 途	() 項 ()		
	構 造			
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	階 数	地上 階・地下 階・PH 階		
	軒 高	m	最高高さ	m
消防用設備等 (主なもの)				
そ の 他	1 屋上部分に直通する階段数 () 2 屋上部分に対する非常用EV着床の有無 () 3 屋上部分の扉の解錠方法 ()			

第4号様式

緊急離発着場等運用開始書

	年 月 日	
<p>那覇市消防局長 宛</p> <p style="text-align: center;">設置者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">下記の防火対象物に設置した緊急離発着場等を運用開始します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防火対象物</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 名 称</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 所在地</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 適用種別</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 認識番号</p> <p>2 運用開始年月日</p> <p>3 検査希望年月日</p>		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 設置者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入してください。
 2 ※欄には、記入しないでください。

第5号様式

緊急離発着場等認識番号通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長

年 月 日付で申し出のあった防火対象物について、下記のとおり通知します。

記

1 防火対象物

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 適用種別

2 適用内容

第6号様式

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日			
様			
那覇市消防局長			
年 月 日消防法第17条の3の2の規定により実施した検査結果は、下記のとおりですので速やかに改修されるよう通知します。			
届出種別		要旨	
消防用設備等若しくは特殊消防用設備等又は火を使用する設備等の種類			
名 称			
所 在 地			
用 途			
検 査 員			
立 会 人			
検 査 結 果			
改修報 告	改修（計画）報告書により 年 月 日までに報告するよう指導した。		
防火管理状況	防火管理者氏名		夜間体制 <input type="checkbox"/> 有 人 <input type="checkbox"/> 無 人
	委託管理	社 名 () 管理体制 [<input type="checkbox"/> 常駐・ <input type="checkbox"/> 巡回・ <input type="checkbox"/> 機械]	

注1 法令の略称 法（消防法） 政令（消防法施行令） 省令（消防法施行規則）
 条例（火災予防条例） 条則（火災予防条例施行規則） 建基法（建築基準法）
 建基令（建築基準法施行令）

2 該当する□内には、✓ を付けること。